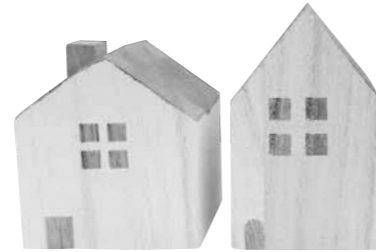


# 「住まいの再建」支援策の受付が始まります



- 対象 次のいずれかに当てはまり、県内に住まいを再建する世帯
- ・居住家屋のり災証明書が全壊または大規模半壊の世帯
  - ・居住家屋のり災証明書が半壊で家屋を解体した世帯
  - ・応急仮設住宅の入居世帯

**自宅再建を希望する人**

①リバースモーゲージ利子助成      ②自宅再建利子助成

**民間賃貸住宅への入居を希望する人**

③入居費用の助成

①・②・③のいずれかに当てはまる人も受けられます

④転居費用助成

※次の住まいとして借上型（みなし）仮設住宅を新たに契約する場合は対象になりません。

## 自宅を再建したい人へ

### ①60歳以上の人向けリバースモーゲージ利子助成事業

- 対象  
自宅の住宅再建を行なうために金融機関などからリバースモーゲージ型\*の融資を受けた人  
※リバースモーゲージ型融資とは、土地や建物を担保に金融機関などが資金を融資する制度です。元金は借入者が亡くなった時に、土地や建物の売却または相続人による一括返済となるため、月々の返済は利子のみとなります。

- 助成内容  
限度額850万円までの借入金に対して利子の全部または一部を助成します

### ②子育て世帯を含む多くの人向け自宅再建利子助成事業

- 対象  
自宅の住宅再建を行なう人で、世帯員全員の収入の合計が500万円以下の人  
※子育て世帯、高齢者、障がいのある人は収入緩和要件があります。個人事業者は所得で判断  
※日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」との併用はできません。

- 助成内容  
限度額850万円までの借入金に対して利子の全部または一部を助成します。  
※借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率

- 試算例  
11月2日時点の災害復興住宅融資の基本融資額の利率0.55%、35年ローンの場合  
借入額（限度額850万円）と利率、実際の借入期間に基づき元利均等返済の利子計算方法により算定

➡ 例 利子額 約84万円を一括助成します

## 民間賃貸住宅への入居を希望する人へ

### ③賃貸住宅への入居費用を助成（平成30年1月4日から受付）

- 助成内容  
民間賃貸住宅への入居にかかる礼金や仲介手数料などを助成します。  
※次の住まいとして借上型（みなし）仮設住宅を新たに契約する場合も対象になります。

➡ 1世帯当たり一律20万円を助成します

※り災証明書の交付を受けた複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は1つの世帯とみなします。

## 再建した自宅・賃貸住宅・公営住宅に引っ越す人へ

### ④転居費用助成（平成30年1月4日から受付）

- 助成内容  
仮設住宅から自宅、民間賃貸住宅、公営住宅などへ転居する際の転居費用を助成します。  
※次の住まいとして借上型（みなし）仮設住宅を新たに契約する場合は対象となりません。

➡ 1世帯当たり一律10万円を助成します

※り災証明書の交付を受けた複数の世帯が同一の再建先に入居した場合は1つの世帯とみなします。  
※1つの世帯が複数の再建先に転居した場合は、いずれか1つの世帯での申請となります。

- 申請方法  
福祉課（西合志庁舎）、都市計画課（西合志庁舎）または市ホームページ上にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。

- 申請に必要なもの
- 各種事業共通
- ・転居後の住民票（世帯全員分の続柄を記載したもの）
  - ・り災証明書の写し
  - ・申請者の本人確認書類（免許証、保険証など）
  - ・り災区分が「半壊」の場合、自宅の解体を証明するもの（解体証明書など）

その他各事業別に必要なもの	
①60歳以上の人向けリバースモーゲージ利子助成事業	・住宅債務にかかる金銭消費貸借契約書の写し ・抵当権設定契約書の写し・返済予定表の写しなど
②子育て世帯を含む多くの人向け自宅再建利子助成事業	・前年の課税台帳記載事項証明書（入居する世帯全員） ・住宅債務に係る金銭消費貸借契約書の写し ・抵当権設定契約書の写し（抵当権を設定した場合） ・工事請負契約書の写し（抵当権を設定していない場合） ・返済予定表の写しなど
③賃貸住宅への入居費用を助成	・世帯主名義の預金通帳の写し（振込先は原則世帯主口座） ・契約書の写し（賃貸契約）
④転居費用助成	・世帯主名義の預金通帳の写し（振込先は原則世帯主口座） ・転居先の入居に関する契約書などの写し（新築、購入、修繕、賃貸など）

- 申請期限  
①、② 10月29日までに住宅を再建し、転居した人…平成30年5月1日まで  
10月30日以降に住宅を再建し、転居した人…再建した住宅に入居した日から6カ月または平成32年2月29日のいずれか早い日

- 申し込み・問い合わせ先  
①、② 福祉課 社会福祉班（西合志庁舎） ☎242-1149  
③、④ 都市計画課 建築住宅班（西合志庁舎） ☎242-1104